

法務研究科（法科大学院）

第 1 章	理念・目的	1
第 3 章	教員・教員組織	5
第 4 章	教育内容・方法・成果	
1	教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針	10
2	教育課程・教育内容	15
3	教育方法	19
4	成果	26
第 7 章	教育研究等環境	29

2015 年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名	法務研究科(法科大学院)
----------	--------------

基準 No.	基準項目
1	理念・目的

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>法務研究科は、建学の精神と校訓(基準No.1 大学全体シート参照)に基づき、「教育研究上の目的」を学則に、「教育理念及び教育方針と目標」を『大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標』に定めている(資料1、2)。</p> <p>2014 年度の司法試験では 3 名の合格者を輩出しており、これまでに計 40 名の合格実績を挙げていることから、実績からみて理念・目的は適切である。</p> <p>また、「3. 教員・教員組織」及び「7. 教育研究等環境」の部分で述べるとおり、人的・物的条件からみても研究教育の理念及び目的の達成は可能である。</p> <p>本学がキリスト教に基づく人格の陶冶を旨とすることから、教育研究上の目的に豊かな人間性及び高い職業倫理観の涵養を挙げている。また、国際都市であり多くの産業を有する大都市である横浜市に立地していることから、特に企業法務及び政策法務等の領域における社会への貢献を挙げている。研究科の特徴を理念・目的に明確に示している。</p>	

項目No	点検・評価項目
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(学生・教職員)に周知され、社会に公表されているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>理念・目的はホームページ上で公表し、大学構成員のみならず社会にも広く周知している(資料 3)。「教育理念及び教育方針と目標」については、『履修要綱・シラバス』にも掲載し、大学構成員への周知を図っている(資料 4)。学生に対しては、オリエンテーションなどの機会に直接説明している。今後は、周知方法の有効性について検証していく必要がある。</p> <p>理念・目的について、設置の趣旨(設置申請書類)、ホームページ、ガイドブックにおいて整合性は取れている。『履修要綱・シラバス』『法務研究科(法科大学院)の教育理念及び教育方針と目標』の部分は同内容の事項を別の角度から記載している(資料 4～6)。</p>	

項目No	点検・評価項目
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>法務研究科自己点検・評価委員会の規程に基づき、理念・目的の適切性を定期的に検証している(資料 7)。</p>	

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、理念・目的の明確性を維持する。 引き続き、本法科大学院の法曹としてふさわしい合格者の輩出に努める。 引き続き、理念・目的の個性化を維持する。 		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
これまでの合格実績および人的・物的条件からみて、研究科の理念・目的は適切に設定されている。		今後もこれまでと同様に、研究教育の理念・目的の適切性確保に努めることとする。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
①	理念・目的を明確にしているか。	明確にしている。
②	理念・目的間の整合性は取れているか。	取れている。
③	実績や資源からみて理念・目的は適切か。	適切である。
④	理念・目的の個性化	

項目No	点検・評価項目	
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（学生・教職員）に周知され、社会に公表されているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学生に対するオリエンテーションにおいて理念・目的の周知をはかる。 2015年度からの新入生募集停止に伴い、進学希望者に対する理念・目的の周知は行なわない。 教職員・学生に対する理念・目的の周知方法の有効性を検証する方法について検討する。 『履修要綱』『法務研究科(法科大学院)の教育理念及び教育方針と目標』の記載についての整合性がより明確になるような記載方法があるかどうか検討する。 		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
学生に対するオリエンテーションおよびホームページにより理念・目的の周知ははかられている。		今後もこれまでと同様に、学生に対する理念・目的の周知をはかることに努める。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
⑤	大学構成員（学生・教職員）に対する周知方法とその有効性	周知している。
⑥	社会への公表方法	公表している。
⑦	明示媒体による違いはないか。	違いはない。

項目No	点検・評価項目	
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・引き続き、法務研究科自己点検・評価委員会の規程に基づき、理念・目的の適切性について当該委員会で定期的に検証を行う。		
効果が上がった・改善された事項		
	内容（特色ある取組や成果創出など）	伸長方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
改善すべき事項		
	内容（明らかになった課題点など）	改善方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
評価の視点		
⑧	定期的に検証を行っているか。	定期的に検証を行っている。

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

- S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。
- A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点	自己評価					
			2014年度			2015年度		
			評価視点	評価項目	評価基準	評価視点	評価項目	評価基準
101	大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	① 理念・目的を明確にしているか。	A	A	A	A	A	A
		② 理念・目的間の整合性は取れているか。	-			A		
		③ 実績や資源からみて理念・目的は適切か。	A			A		
		④ 理念・目的の個性化	B			B		
102	大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(学生・教職員)に周知され、社会に公表されているか。	⑤ 大学構成員(学生・教職員)に対する周知方法とその有効性	A	A	A	A	A	A
		⑥ 社会への公表方法	A			A		
		⑦ 明示媒体による違いはないか。	A			A		
103	大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	⑧ 定期的に検証を行っているか。	B			A		

※ 評価基準:基準項目に対する評価 評価項目:点検・評価項目に対する評価 評価視点:評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学専門職大学院学則 第4条第2項
2	大学及び学部・研究科の教育理念及び教育方針と目標
3	関東学院大学ホームページ「関東学院大学の情報」(1.大学の教育研究上の目的に関すること) http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/content/files/about/disclosure/2015/disclosure_1-1-3.pdf
4	2015年度履修要綱・シラバス（専門職大学院法務研究科実務法学専攻）
5	関東学院大学大学院法務研究科ホームページ「法務研究科紹介」 http://grad.kanto-gakuin.ac.jp/modules/houmu32/index.php?id=4
6	関東学院大学法科大学院 Law School Guide
7	関東学院大学専門職大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程

2015年度 自己点検・評価シート

学部・研究科等名	法務研究科
----------	-------

基準No.	基準項目
3	教員・教員組織

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>法務研究科は、教員に求める能力・資質を、専門職大学院設置基準5条1項、同条3項に基づいて関東学院大学専門職大学院学則1条、同4条2項に定めている(資料1、2)。大学全体の規程・基準・方針に基づいて定めた、求める教員像に沿って教員を選考している。研究科の教員の採用や任用において求める能力・資質を、関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準及び関東学院大学法科大学院実務講師に関する規程を選考基準として定めて選考している(資料3、4)。</p> <p>学生の収容定員75名に対する最低必要専任教員数は12名(学生15名につき専任教員1名)である(資料5)。</p> <p>募集停止した法務研究に在籍する学生数は17名であり、それに対する専任教員数は9名であり、学生2名につき専任教員1名の割合となっている。専任教員全員が教授であり、専任教員の半数以上が教授であるべきとする法令上の基準を満たしている(資料5)。</p> <p>教員の組織的な連携体制については、教務委員会及び教授会で議論し、この点も含め教育研究について教授会が責任を負う(資料6、7)。</p>	

項目No	点検・評価項目
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>採用及び昇任に関する規程を整備し、採用・昇任の際には、その適合性を適切に判断している(資料3)。また、各授業科目教材及び試験を毎年提出させ、授業参観を行い、研究活動の報告制度を設けている。</p> <p>専任の研究者教員は、本法科大学院着任以前に5年以上大学において法律科目を担当するほか研究活動に従事していた者であり、実務家教員は、本法科大学院着任以前に5年以上の実務経験を有する横浜弁護士会所属の弁護士であり、それぞれ専任教員として能力を有するものである(資料6)。</p> <p>研究者教員は、憲法、民法、商法、民事訴訟法の分野を担当している。</p> <p>主要な法律実務基礎科目については、実務家教員(5年以上の実務経験を有する横浜弁護士会所属の弁護士)が、「法曹倫理1・2」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事裁判実務」、「刑事裁判実務」、「企業裁判実務」、「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」、「法文書作成」、「リーガルクリニック」を担当し、責任を持って教育に当たっている。</p> <p>研究者教員が、法律基本科目のほか展開・先端科目(「倒産法」)を担当し、実務家教員5名のうち3名が、法律実務基礎科目のほか展開・先端科目(「企業法務」、「実務家族法」)を担当している。</p>	

項目No	点検・評価項目
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>教員の募集・採用・昇格は、関東学院大学専門職大学院法務研究科人事委員会規程、関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考規程を定めている(資料8、9)。採用・昇格の条件については、関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準で定め、その取り扱いを関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準に定めている(資料3、10)。</p> <p>教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用については、本法科大学院内に人事委員会を設置し、採用(大学教員採用人事規程に基づき原則として公募)及び昇任人事について慎重な議論を尽くすとともに、さらに教授会で審議し、人事に関する判断の公正及び教員組織の適正が確保されるようにしてきたが、学生募集の停止にともない、新規専任教員の採用ができなくなった。</p>	

項目No	点検・評価項目
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。(※ここでのFDは「教員の資質向上」に関する活動を指す。「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動は、点検・評価項目 No.411 参照。)
現在の状況（年度開始時）	
<p>2013年度より、専任教員の自己点検・評価を開始した。2015年度についても全専任教員に教員の教育研究活動について自己点検評価シートの提出を求めている。</p> <p>FD活動として、授業評価アンケート、教員相互の授業参観、教員研修会を実施して改善をはかっている。また、その結果をFD委員会及び教授会で議論し、その有効性を検証している。</p>	

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・引き続き大学として求める教員像および教員組織の編制方針の明確性を維持する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
①	教員に求める能力・資質等を明確にしているか。	明確にしている/していない
②	教員構成を明確にしているか。	明確にしている/していない
③	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしているか。	明確にしている/していない

項目No	点検・評価項目	
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
④	編制方針に沿った教員組織を整備しているか。	整備している/していない
⑤	専任教員の年齢構成等は適切か。	適切である/適切でない
⑥	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているか。	整備している/していない
⑦	研究科担当教員の資格を明確にしているか。（研究科、法務研究科）	明確にしている/していない
⑧	研究科担当教員を適正配置しているか。（研究科、法務研究科）	適正配置している/していない

項目No	点検・評価項目	
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・学生募集の停止に伴い、教員の募集・採用は行わない。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
⑨	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きを明確にしているか。	明確にしている/していない
⑩	規程等に従った適切な教員人事を行っているか。	行っている/行っていない

項目No	点検・評価項目	
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。（※ここでのFDは「教員の資質向上」に関する活動を指す。「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動は、点検・評価項目 No.411 参照。）	
方針・目標・取組・改善方策等		
・授業評価アンケート、教員相互の授業参観、教員研修会などの取組を引き続き実施していく。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
授業評価アンケート、教員相互の授業参観により、教員の資質の向上を図った。		授業評価アンケートを引き続き実施する。教員相互の授業参観は、全学で実施されているものに統合した上で実施する。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
教員研修会		教員研修会のあり方について検討する。
評価の視点		
⑪	教員の教育研究活動等の評価を実施しているか。	実施している/していない
⑫	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	実施している/していない

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。

A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。

B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。

C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点	自己評価					
			2014年度			2015年度		
			評価視点	評価項目	評価基準	評価視点	評価項目	評価基準
301	大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	① 教員に求める能力・資質等を明確にしているか。	A	A		A	A	
		② 教員構成を明確にしているか。	A			A		
		③ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在を明確にしているか。	A			A		
302	学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	④ 編制方針に沿った教員組織を整備しているか。	A	A	B	A	A	A
		⑤ 専任教員の年齢構成等は適切か。	B			B		
		⑥ 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを整備しているか。	A			A		
		⑦ 研究科担当教員の資格を明確にしているか。(研究科、法務研究科)	A			A		
		⑧ 研究科担当教員を適正配置しているか。(研究科、法務研究科)	A			A		
303	教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	⑨ 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きを明確にしているか。	A	A		A	A	
		⑩ 規程等に従った適切な教員人事を行っているか。	A			A		
304	教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	⑪ 教員の教育研究活動等の評価を実施しているか。	B	B		A	A	
		⑫ ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	A			A		

※ 評価基準:基準項目に対する評価 評価項目:点検・評価項目に対する評価 評価視点:評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	専門職大学院設置基準
2	関東学院大学専門職大学院学則
3	関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準
4	関東学院大学法科大学院実務講師に関する規程
5	関東学院大学教員組織
6	関東学院大学専門職大学院教授会規程
7	関東学院大学専門職大学院教務委員会規程
8	関東学院大学専門職大学院法務研究科人事委員会規程
9	関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考規程
10	関東学院大学専門職大学院法務研究科教員選考基準に定める審査基準の取扱い

基準No.	基準項目
4	教育内容・方法・成果
41	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
411	教育目標に基づき学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明示しているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p><教育目標の明示について> 教育目標(教育方針と目標)を明確に示している(資料1)。</p> <p><3ポリシー(学位授与方針(ディプロマ・ポリシー))の明示について> 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシー(以下「3ポリシー」という。)を明示している(資料1)。</p> <p><学位授与の要件(卒業の要件)の明示について> 学位授与の要件(修了の要件)について、学則および履修規程、履修要綱に明確に示している(資料2~4)。</p>	

項目No	点検・評価項目
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明示しているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p><3ポリシー(教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー))の明示について> 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の3つのポリシー(以下「3ポリシー」という。)を明示している(資料1)。</p> <p><科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示について> 授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等について、学則および履修規程、履修要綱に明確に示している(資料2~4)。</p>	

項目No	点検・評価項目
413	教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が、大学構成員(学生・教職員)に周知され社会に公表されているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>教育目標、学位授与の要件(修了の要件)、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等について、履修要綱およびホームページに掲載し、学生・教職員への周知および社会への公表を行っている(資料4、5)。 また、教職員に対しては、「自己点検・評価報告書」の公表を通じて周知している。学生に対しては、履修要綱やシラバスを通じてだけでなく、オリエンテーション、学修支援システム(Olive Class)、授業初回ガイダンス等でも説明し、周知徹底を図っている。 今後は、周知方法の有効性について引き続き検証していく必要がある。</p>	

項目No	点検・評価項目
414	教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の適切性について定期的に検証を行っているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>教授会および自己点検・評価委員会を中心に、教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)について、定期的に検証を行っている(資料6、7)。</p>	

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
411	教育目標に基づき学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明示しているか。	
	方針・目標・取組・改善方策等	
	・引き続き、教育目標に基づく学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)の明示を維持する。	
	効果が上がった・改善された事項	
	内容（特色ある取組や成果創出など）	伸長方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
	改善すべき事項	
	内容（明らかになった課題点など）	改善方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
	評価の視点	
①	教育目標を明示しているか。	明示している/していない
②	学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明示しているか。	明示している/していない
③	教育目標と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性は取れているか。	取れている/取れていない
④	学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に修得すべき学修成果を明示しているか。	明示している/していない

項目No	点検・評価項目	
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明示しているか。	
	方針・目標・取組・改善方策等	
	・引き続き、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の明示を維持する。	
	効果が上がった・改善された事項	
	内容（特色ある取組や成果創出など）	伸長方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
	改善すべき事項	
	内容（明らかになった課題点など）	改善方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
	評価の視点	
⑤	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明示しているか。	明示している/していない
⑥	学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との整合性は取れているか。	取れている/取れていない
⑦	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示をしているか。	明示している/していない

項目No	点検・評価項目	
413	教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が、大学構成員(学生・教職員)に周知され社会に公表されているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の周知方法の有効性を維持する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		
評価の視点		
⑧	大学構成員(学生・教職員)に対する周知方法とその有効性	周知している/していない
⑨	社会への公表方法	公表している/していない

項目No	点検・評価項目	
414	教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の適切性について定期的に検証を行っているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の適切性について定期的に検証を行っていく。		
効果が上がった・改善された事項		
内容(特色ある取組や成果創出など)		伸長方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		
改善すべき事項		
内容(明らかになった課題点など)		改善方策(将来に向けた発展方策)
特になし。		
評価の視点		
⑩	定期的に検証を行っているか。	検証を行っている/行っていない

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

- S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。
- A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点	自己評価					
			2014年度			2015年度		
			評価視点	評価項目	評価基準	評価視点	評価項目	評価基準
411	教育目標に基づき学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明示しているか。	① 教育目標を明示しているか。	A	A	A	A	A	A
		② 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を明示しているか。	A			A		
		③ 教育目標と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性は取れているか。	A			A		
		④ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に修得すべき学修成果を明示しているか。	A			A		
412	教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明示しているか。	⑤ 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明示しているか。	A	A	A	A	A	A
		⑥ 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との整合性は取れているか。	A			A		
		⑦ 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示をしているか。	A			A		
413	教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が、大学構成員(学生・教職員)に周知され社会に公表されているか。	⑧ 大学構成員(学生・教職員)に対する周知方法とその有効性	A	A	A	A	A	A
		⑨ 社会への公表方法	A			A		
414	教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)および教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の適切性について定期的に検証を行っているか。	⑩ 定期的に検証を行っているか。	A			A		

※ 評価基準:基準項目に対する評価 評価項目:点検・評価項目に対する評価 評価視点:評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学 理念・目的等 p.63
2	関東学院大学大学院学則 第2～3章
3	関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程
4	専門職大学院 法務研究科実務法学専攻「2015年度履修要綱・シラバス」
5	関東学院大学ホームページ「関東学院大学の情報」(1.大学の教育研究上の目的に関すること、5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること、6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること) http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html
6	関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会規程
7	関東学院大学専門職大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程

基準 No.	基準項目
4	教育内容・方法・成果
42	教育課程・教育内容

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
421	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>学則および履修規程、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、法律基本科目(公法系科目、民事系科目および刑事系科目)、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目により授業科目を構成し、必要な授業科目を開設している。そして、学生が法理論に関する基礎的事項から応用的・実務的問題までを無理なく段階的に修得できるように授業科目を配置し、修了要件を定め、体系的に教育課程を編成している(資料1~4)。なお、既修者認定された学生は、法学未修者コース2年次に編入し、2年次配当科目から履修していく。</p> <p>法律基本科目は、法に関する基本的知識を身につけることを目的として開設している。</p> <p>1年次には、憲法、民法、刑法に関する講義科目と基礎演習科目を開設している。「憲法(人権)」「憲法(統治)」「民法総則・物権総論」「民法契約・不法行為法」「民法債権・担保法」「民法家族法」「刑法総論」「刑法各論」という講義科目を配置し、基礎学力を身につけ、基礎演習科目において、さらに理解を深める。</p> <p>2年次には、1年次に身につけた基礎知識を前提として、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法に関する科目を開設している。「行政法総論」「行政救済法」「会社法 1」「会社法 2」「民事訴訟法」「刑事訴訟法(捜査)」「刑事訴訟法(公判)」という講義科目を配置している。さらに、これらに1年次で履修した憲法、民法、刑法を加えた基本7分野について、演習科目を開設している。</p> <p>3年次には、憲法・行政法、民法・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法などの複数の法領域にまたがる実践的・複合的な問題に関する理論と、解決の技法を修得することを目的に「公法総合」「民事法総合」「刑事法総合」を総合科目として開設している。さらに、「企業法務」に精通した法曹を養成するため、「民事法総合」とは別に、「商事法総合」を開設し、会社法に関する理論と実務上の諸問題について修得できるようにしている。また、秋学期には、法律基本科目の仕上げとして、総合演習科目を開設している。総合演習科目では、学生自身が、自らの知識、思考方法、分析能力について自覚できるようにするため、レポートや授業内起案を重視している。総合演習科目についても、「民事法総合演習」とは別に、「商事法総合演習」を開設している。</p> <p>なお、法律基本科目は、修了要件として64単位(必修科目58単位)以上の修得を求めており、40科目73単位の授業科目を開設している。</p> <p>法律実務基礎科目は、法律基本科目で学んだ知識と思考方法を前提にして、法的な事件を実務的に扱うための基礎を学ぶことを目的として、2年次以降に開設している。</p> <p>2年次秋学期には、法曹としての責任感と倫理観を養う必修科目として「法曹倫理1」を開設している。また、事実認定の手法や要件事実論等とともに実務の理解を深めるための科目として「民事裁判実務」および「刑事裁判実務」を開設している。</p> <p>3年次には、事件解決に不可欠な事実の認定や証拠法について学修する「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」を開設している。また、裁判の進行手続を具体的な形で学ぶ「模擬裁判(民事)」および「模擬裁判(刑事)」を開設している。さらに、事件処理に必要な書類の作成について学修する「法文書作成」を開設している。他にも、横浜弁護士会の協力の下、法律事務所において実際の事件に触れながら実務を学ぶ「エクスターンシップ」や、個別の事件において実務家教員の指導により依頼者との面談を通して、事案を把握・整理し、基礎的実務対応能力を涵養する「リーガルクリニック」や、キリスト教精神に基づいた本学の校訓「人になれ 奉仕せよ」を達成するために「法曹倫理2」を選択科目として開設している。</p> <p>なお、法律実務基礎科目は、修了要件として12単位(必修科目6単位)以上の修得を求めており、13科目25単位の授業科目を開設している。</p> <p>基礎法学・隣接科目は、学生がその興味に従い、随時、履修できるようにするため、1年次から配当している。</p> <p>基礎法学科目においては、実定法を主たる内容としない法律科目であり、「法情報学」「裁判法」「法制史」「法思想」「比較法文化」を開設している。</p> <p>隣接科目においては、法律を直接の講義対象とするものではなく、現代社会がどのような問題を抱え、企業または行政が、どのように運営されているかを学ぶ科目であり、「行政過程論」「企業経営論」「企業会計制度論」「M&A 実務論」「国際関係論」を開設している。「企業会計制度論」「企業経営論」「M&A 実務論」については、企業法務に精通した法曹養成を意識し、法と企業活動の実務的連関を理解するために開設している。また、「行政過程論」については、市民参加・市民活動を支える法曹養成を意識し、法と行政との関わりについて理解するために開設している。</p> <p>なお、基礎法学・隣接科目は、修了要件として6単位以上の修得を求めており、10科目20単位の授業科目を開設している。</p> <p>展開・先端科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目で学んだ内容をさらに充実させるための科目として、「現代損害賠償論」「労働法」「税法」「倒産法」「環境法」「知的財産法」「少年法」「経済法」「国際法」「国際私法」などの授業科目を開設し、2年次以降に配置して</p>	

いる。また、「実務家族法」および「特許法の実務」のように、理論科目に対応する実践的な観点から法の具体的な運用を学ぶことができる科目も開設している。これらの科目では、法知識を批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力と事実に基づいた具体的な問題解決に必要な法的分析能力を身につける。さらに、「税法」「労働法」「倒産法」については、理論的な理解を深化させるために、特別演習科目を置いている。他にも、秋学期には、法曹資格の獲得とともに、法学研究科博士課程への進学を希望する学生に対して、学術論文の作成について研究者教員が指導する「リサーチペーパー」を開設している。

なお、展開・先端科目は、修了要件として12単位以上の修得を求めており、25科目48単位の授業科目を開設している。

項目No	点検・評価項目
422	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>多数の法律基本科目において法理論の教育を行い、2年次秋学期から法律実務基礎科目により、法理論教育と法実務教育の架橋を図り、実務的な素養を身につけさせている。</p> <p>2年次秋学期に、「民事裁判実務」および「刑事裁判実務」により、それまで法理論を中心に学んできた学生に、実体法・手続法の知識を前提に、裁判において、どのように法律を適用していくかを学修させる。ただし、「刑事裁判実務」では、学生が、「刑事訴訟法(公判)」の履修を終えていないため、刑事訴訟法の法律知識に関する補足的な説明を増やし、刑事裁判における刑事訴訟法の適用方法について理解できるよう配慮している。</p> <p>3年次には、必修科目の「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」により、専任教員(実務家教員)として学外から招聘した実務家(裁判官等)の協力を得て、訴訟実務を意識した教育を行っている。</p> <p>これらの科目では、法律実務家にとって必須である文書作成を重視し、文書起案と添削・講評を重視しており、3年次春学期には、「法文書作成」により、法律文書の作成能力そのものの涵養を目的とした教育を行っている。</p> <p>また、法律基本科目である3年次春学期の「民事法総合」「商事法総合」「刑事法総合」と、3年次秋学期の「民事法総合演習」「商事法総合演習」については、研究者教員と実務家教員が共同して担当し、教育内容、指導方法、教材作成、成績評価について緊密な連携を図ることにより、法理論教育と法実務教育の架橋について配慮している。</p>	

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。
- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。
- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
421	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、引き続き授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成していく。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
①	必要な授業科目が開設されているか。	開設されている/されていない
②	順次性のある授業科目が体系的に配置されているか。	配置されている/されていない
③	専門教育・教養科目の位置づけが適切になされているか。(学部)	適切である/適切でない
④	コースワークとリサーチワークのバランスが取れているか。(研究科)	取れている/取れていない
⑤	教育課程の体系および順次性を明示しているか。	明示している/していない

項目No	点検・評価項目	
422	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・3年次に配置している総合科目および総合演習科目について、研究者教員と実務家教員が共同して担当し、教育内容、指導方法、教材作成、成績評価について緊密な連携を図ることにより、法理論教育と法実務教育の架橋についてひき続いて配慮する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
3年次に配置している総合科目および総合演習科目について、研究者教員と実務家教員が共同して担当し、教育内容、指導方法、教材作成、成績評価について緊密な連携を図ることにより、法理論教育と法実務教育の架橋をはかった。		次年度においても、研究者教員と実務家教員が共同することにより、法理論教育と法実務教育の架橋について引き続き配慮する。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
⑥	学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしているか。(学部)	提供している/していない
⑦	初年次教育・高大接続に配慮した教育内容となっているか。(学部)	なっている/なっていない
⑧	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。(研究科)	提供している/していない
⑨	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供をしているか。(法務研究科)	提供している/していない
⑩	教育内容の適切性について定期的に検証を行っているか。	検証を行っている/行っていない

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

- S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。
- A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点		自己評価					
				2014年度			2015年度		
				評価視点	評価項目	評価基準	評価視点	評価項目	評価基準
421	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	①	必要な授業科目が開設されているか。	A	A	A	A	A	A
		②	順次性のある授業科目が体系的に配置されているか。	A			A		
		③	専門教育・教養科目の位置づけが適切になされているか。(学部)						
		④	コースワークとリサーチワークのバランスが取れているか。(研究科)						
		⑤	教育課程の体系および順次性を明示しているか。	-			A		
422	教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	⑥	学士課程教育に相応しい教育内容の提供をしているか。(学部)		A	A		A	A
		⑦	初年次教育・高大接続に配慮した教育内容となっているか。(学部)						
		⑧	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。(研究科)						
		⑨	理論と実務との架橋を図る教育内容の提供をしているか。(法務研究科)	A			A		
		⑩	教育内容の適切性について定期的に検証を行っているか。	-			A		

※ 評価基準:基準項目に対する評価 評価項目:点検・評価項目に対する評価 評価視点:評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学専門職大学院学則
2	関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程
3	関東学院大学 理念・目的等 p.63
4	専門職大学院法務研究科実務法学専攻「2015年度履修要綱・シラバス」

基準 No.	基準項目
4	教育内容・方法・成果
43	教育方法

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
431	教育方法および学修指導は適切か。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>教育目標の達成に向け、授業科目毎に到達目標を定め、適切な授業形態(講義、演習、実習)を採用している。また、1 年次は春学期 22 単位および秋学期 20 単位、2 年次は各学期 18 単位、3 年次は各学期 20 単位を、履修科目登録の上限として履修規程に定めている(資料 1)。</p> <p>学修指導においては、以下のとおり、クラス担任による学修相談体制の整備、オフィスアワーの設定、電子ネットワーク上の資源の活用(学修支援システム(Olive Class)、TKC ローライブラリー)、アカデミックアドバイザー制度の設置を実施し、個別の指導をきめ細やかに行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任による学修相談体制の整備:各学年を 1 クラスとして、2 名または 3 名の専任教員をクラス担任とし、学修相談体制を整備している。クラス担任は、当該学年の全学生に対する指導を担当し、各学期に少なくとも 1 度、必要があるときは随時、個別面談を実施している。個別面談では、面談時までの単位修得状況や日々の学修状況に応じて、個別具体的な学修上・生活上の助言・指導をする。さらに、必要があるときは、学修環境等について他の教員や事務局と協議し、教務委員会および教授会で審議している。この面談は、全学生を対象に個別に実施しており、その概要は、教務委員会および教授会に報告されるとともに、面談報告書を残している(資料 2、3)。また、クラス担任以外の専任教員も、個々の学生の要望があるときは、個別面談に応じている。 ・オフィスアワーの設定:授業科目担当者の全員にオフィスアワーを設定し、明示している。なお、専任教員は、夏期および春期の休業期間中にもオフィスアワーを設定している。また、専任教員は、履修要綱およびシラバスでメールアドレスを公開しており、電子メールによる学修相談も随時受け付けている。 ・電子ネットワーク上の資源の活用(学修支援システム(Olive Class)、TKC ローライブラリー):学修支援システム(Olive Class)は、各授業科目の教材配信の他、学生からの個別的質問に回答する機能を併せ持っている。TKC ローライブラリーは、現行法令および裁判例を検索し、利用するためのシステムである。いずれも、学生の自学自習を前提とする法科大学院の授業方法では不可欠な学修支援の手段となっている。学生は、学修支援システム(Olive Class)を通して、専任・兼任・非常勤の区別なく、全ての教員に対して質問事項を送信し、その回答を受けることができる。また、直接面談する必要がある場合には、これを利用して、面談の日時を打ち合わせることが可能である。 ・アカデミックアドバイザー制度の設置:学生の自学自習および法曹への意欲を支援するため、アカデミックアドバイザー制度を設けている(資料 4)。アカデミックアドバイザーの具体的な職務は、先輩弁護士立場から、①学期中ならびに夏期および春期休業期間中に学生の自主ゼミ等の勉強会を指導すること、②学生の相談相手となり、学生からの学修内容、学修方法等に関する個別的な質問に応じること、③その他学生の学修や生活に必要な指導をすること、である。2014 年度は、学生の自学自習の支援にあたるアカデミックアドバイザーとして 17 名が採用され、3 名が学修相談、13 名が自主ゼミの指導をそれぞれ担当した(資料 5、6)。なお、2014 年度の学修相談は、前年度までとは異なり、1 年生基礎 AA ゼミ担当者が、ゼミ時間の一部を割いて対応する方法に変更して実施した。 <p>また、2・3 年次では、教員による質問に学生が応答するという双方向での授業方法を原則として採っている。演習科目では、学生が報告者を努め、学生相互の質疑応答によって授業を進行させるという方法を採用しているものもある。</p> <p>法律実務基礎科目としては、「法曹倫理 1」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」を必修科目として配置し、「法曹倫理 2」「法文書作成」「民事裁判実務」「刑事裁判実務」「行政裁判実務」「企業裁判実務」「模擬裁判(民事)」「模擬裁判(刑事)」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」を選択科目として配置している。</p> <p>必修科目においては、例えば、「法曹倫理 1」では、実務法曹(裁判官、検察官、弁護士)の役割と特質および要請される倫理について、具体的な事案を素材として、講義や議論等の方法により、基本的な知識・考え方を修得させる。「民事訴訟実務の基礎」では、民事訴訟における原告・被告の攻撃・防御方法の検討・訴状等の作成および裁判官からの民事判決形成過程の検討を通じ、民事訴訟実務における基礎的能力を修得させる。「刑事訴訟実務の基礎」では、刑事事件の記録教材を素材として、実務における事実認定の手法や具体的な真実の追究による適正妥当な解決方法を修得させる。また、起訴状等の法文書作成によって基礎的な起案能力を修得させる。選択科目においては、例えば、「民事裁判実務」では、民事訴訟における攻撃・防御方法としての要件事実に基づく請求原因・抗弁・再抗弁のブロックダイアグラムについて具体的に検討する等の内容となっている。なお、これらの科目においては、当該分野の訴訟実務における重要な実務的事項を対象として、適宜起案を行うなどの教育方法を採用している。また、「模擬裁判(民事)」と「模擬裁判(刑事)」では、民事訴訟や刑事訴訟における当事者、裁判官、訴訟代理人の訴訟関係者役を演じることで、事案の分析、訴訟の準備、法廷活動に関する内容を実践的に修得させる。「リーガルクリニック」では、実際の法律相談を担当することで、事実の整理や争点の把握の実務的能力の養成を目指し、「エクスターンシップ」では、横浜弁護士会所属弁護士の法律事務所で一定期間実務を体験することによって法曹への意欲の向上を目指している。なお、これらの科目は、いわゆる臨床系の科目であり、成績評価は合否のみとなっている。</p>	

履修規程のみならず、授業科目毎の到達目標、授業形態、授業方法等について、履修要綱およびシラバスに明示し、ホームページでも公表している(資料7～10)。

項目No	点検・評価項目
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>WEB シラバスシステムを導入し、全学部・研究科で統一書式による運用を行っている(資料8)。本研究科においては、冊子のシラバスについても、毎年のオリエンテーションで学生に別途配布している(資料7)。</p> <p>また、シラバスの内容に対する組織的な検証体制を拡充させるために、段階的に組織的なシラバスチェック体制の整備を行うことを全学的に決定している。</p> <p>なお、シラバス内容に変更の必要が生じた場合は、授業科目担当者により、その旨を授業時間中または学修支援システム(Olive Class)において学生に周知している。</p> <p>授業内容・方法とシラバスとの整合性については、「学生による授業改善アンケート」における5段階評価(1:全くそう思わない、2:あまりそう思わない、3:どちらともいえない、4:ややそう思う、5:強くそう思う)において、2014年度の回答は平均値として春学期4.27および秋学期4.30の肯定的評価であり、授業はほぼシラバスどおりに実施されていると言える(資料11、12)。</p>	

項目No	点検・評価項目
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。
現在の状況 (年度開始時)	
<p>学則および履修規程、その他の関連する規程等の定めに基づき、成績評価および単位認定を適切に行っている(資料1、13～18)。また、GPA制度も導入している。</p> <p>原則、学期末に実施する試験等に合格することで単位を認定しているが、レポート提出や授業への積極的な参加等の複合的な方法による成績評価も行われている。一方で、試験のみで評価することも妨げられない。単位数については、その算定基準を定め、それに基づき設定している。</p> <p>成績の評価は、秀(100点～90点)・優(89点～80点)・良(79点～70点)・可(69点～60点)・不可(59点～0点)の5段階で行い、可以上を合格としている。「秀」については履修者総数の10%以内、「優」については履修者総数の30%以内という制限(履修者全体に対する認定の割合)を設けている。</p> <p>2単位の科目にあつては、授業回数15回中の6回以上(週2回授業を行う4単位の科目にあつては、授業回数30回中の11回以上、授業回数8回の1単位の科目にあつては3回以上)の欠席をした学生に対しては、単位の修得を認めていない。欠席した学生の平常点を減点するかどうかは、授業担当教員の判断に任せているが、いわゆる「出席点」は認めていない。</p> <p>1年次に配当している必修の法律基本科目が「不可」であった場合には、当該学生にさらなる勉学の機会を付与するため、再試験を実施している。再試験によって単位を修得した場合には、再試験の得点の如何に係わらず成績の評価は「可」となる。</p> <p>また、学生の基礎学力を確保するため、所定の単位が不足している場合、または、GPAが1.5に満たない場合には、当該学生は原級留置としている。さらにGPAが1.5を満たせずに原級留置となった学生については、当該年次において評価が「可」となった科目についても、単位を認定しない。</p> <p>なお、成績評価についての照会制度を設け、成績評価の透明性を確保している。学生は授業担当教員に対して、成績評価に関する疑義についての問い合わせや、回答に不服があるときは異議申立てをすることができる。</p> <p>既修得等の単位認定については、協定に基づき他の大学院で履修・修得した単位、外国の大学院等に留学して履修・修得した単位、入学前に大学院において履修・修得した単位を合わせて、32単位を上限とし、教授会の審議・承認を経て認定している。</p> <p>なお、各規程のみならず、成績評価および単位認定に関連する事項について、履修要綱およびシラバスに明示し、ホームページでも公表している(資料7～10)。</p>	

項目No	点検・評価項目
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。(※ここでのFDは「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動を指す。「教員の資質向上」に関する活動は、点検・評価項目No.304参照。)
現在の状況 (年度開始時)	
<p>教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるために、主に以下の方策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教務委員会において教育内容および成績評価等についての審議・検討を行っている(資料19)。 ・FD委員会において教育方法についての審議・検討を行っている(資料20)。 ・両委員会は同日に連続して開催するのを慣例とし、十分な連携を採りながら、その役割を果たしている。 ・教員研修会を毎年実施している。2014年度においては、春学期は「学生募集停止後の対応について」というテーマ、秋学期は「次年度以降の学生指導、その他のありかたについて」というテーマで開催した(資料21)。学生募集停止後の対応は、当面の間、重要な課題となる。 	

・教員相互の授業参観を各学期実施している。なお、2013 年度春学期から専任教員が参観すべき授業を可能な限り 2 科目以上としている(資料 22)。授業参観では、まず、教員が希望する授業を参観し、コメントを作成・提出する。コメントの作成に当たっては、シラバス通りの授業進行になっているかなど、事前に設定されている評価項目を除き、参観した教員の自由な判断に委ねられている(資料 23、24)。FD 委員会および教授会では、このコメントを前提にして、参考となる点を評価し、気になった点に対する助言をすることによって、相互の研鑽に努めている。

・「学生による授業改善アンケート」を各学期実施している。アンケート結果は、FD 委員会において内容を審議・検討する。FD 委員会では、学修状況に関する学生自身の 5 段階評価から学生の学修状況を把握し、自由記載事項から、授業に関する問題点を把握する。アンケートで提起された疑問や意見に対しては、全体に関する部分については FD 委員会が、各授業科目に関する部分については当該授業科目の担当教員が回答し、これを公表している(資料 11、12)。

・学生および教員懇談会を毎年開催している。懇談会では、学生の発言に制限を設けず、授業の実施方法を含めて学生生活全般に関する意見交換をしている。学生の質問・要望に対しては、出席した教職員が回答または今後の方向性を説明し、その場で回答ができない事項については、FD 委員会で検討の上、後日回答している。

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。
- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。
- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
431	教育方法および学修指導は適切か。	
方針・目標・取組・改善方策等		
<ul style="list-style-type: none"> ・授業形態の適切性を引き続き維持する。 ・学修指導の適切性を引き続き維持する。 ・学生の主体的参加を促すように授業方法を工夫していく。 ・実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を引き続き行っていく。 		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
再履修の学生については、前年度学習した事項の定着をはかるためにレポーター方式を講義内に取り入れた科目もあった。		引き続き学生の主体的参加を促す授業方法を工夫していく。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
①	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）を採用しているか。	採用している/していない
②	履修科目登録の上限を適切に設定しているか。	設定している/していない
③	学修指導が充実しているか。	充実している/していない
④	学生の主体的参加を促す授業方法を用いているか。	用いている/用いていない
⑤	研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行っているか。（研究科）	行っている/行っていない
⑥	実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を行っているか。（法務研究科）	行っている/行っていない

項目No	点検・評価項目	
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・シラバスチェックおよびシラバスに基づく授業を引き続き展開する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
FD委員会において組織的なシラバスチェックを行っている。		シラバスチェックを引き続き実施する。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
⑦	シラバスの内容の充実を図っているか。	図っている/図っていない
⑧	授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れているか。	取れている/取れていない
⑨	シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているか。	行っている/行っていない

項目No	点検・評価項目	
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・成績評価と単位認定の適切性を引き続き維持する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
⑩	成績評価方法・評価基準を明示しているか。	明示している/していない
⑪	単位認定は単位制度に基づき適切に行われているか。	行われている/行われていない
⑫	既修得単位認定は適切に行われているか。	行われている/行われていない

項目No	点検・評価項目	
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。（※ここでのFDは「教育課程や教育内容・方法の改善」に関する活動を指す。「教員の資質向上」に関する活動は、点検・評価項目 No.304 参照。）	
方針・目標・取組・改善方策等		
・教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を引き続き実施していく。 ・「学生による授業評価アンケート」について、新規学生募集停止と修了による在籍者の減少が見込まれるため、実施方法や対象などの見直しを行う。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
在籍者の減少に伴い、「学生による授業評価アンケート」において履修者数の少ない科目において個人が特定されるのを防ぐため、法律基本科目（公法系・民事系・刑事系）、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の科目区分ごとにアンケート結果をまとめることとした。		科目区分ごとの授業評価アンケートを来年度も実施することとする。
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
⑬	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。	実施している/していない

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

- S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。
- A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点		自己評価						
				2014年度			2015年度			
				評価 視点	評価 項目	評価 基準	評価 視点	評価 項目	評価 基準	
431	教育方法および学修指導は適切か。	①	教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）を採用しているか。	A	A	A	A	A	A	
		②	履修科目登録の上限を適切に設定しているか。	A			A			
		③	学修指導が充実しているか。	A			A			
		④	学生の主体的参加を促す授業方法を用いているか。	A			A			
		⑤	研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行っているか。（研究科）							
		⑥	実務的能力の向上を目指した教育方法を用い、学修指導を行っているか。（法務研究科）	A			A			
432	シラバスに基づいて授業が展開されているか。	⑦	シラバスの内容の充実を図っているか。	A	A	A	A	A	A	
		⑧	授業内容・方法とシラバスとの整合性は取れているか。	A			A			A
		⑨	シラバスの内容に対する検証を組織的に行っているか。	A			A			A
433	成績評価と単位認定は適切に行われているか。	⑩	成績評価方法・評価基準を明示しているか。	A	A	A	A	A	A	
		⑪	単位認定は単位制度に基づき適切に行われているか。	A			A			A
		⑫	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。	A			A			A
434	教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	⑬	教育課程や教育内容・方法・成果の改善を図るための組織的研修・研究を実施しているか。	A			A			

※ 評価基準:基準項目に対する評価 評価項目:点検・評価項目に対する評価 評価視点:評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程
2	2014 年度春学期学生面談報告書
3	2014 年度秋学期学生面談報告書
4	法科大学院アカデミックアドバイザー制度に関する申合せ
5	2014 年度法科大学院自主ゼミ等勉強会計画書
6	2014 年度法科大学院自主ゼミ等勉強会及び学修相談報告書
7	専門職大学院 法務研究科実務法学専攻「2015 年度履修要綱・シラバス」
8	年間の授業計画の概要(Web シラバス) https://info.kanto-gakuin.ac.jp/portal/slbsskgr.do?clearAccessData=true&contenam=slbsskgr&kjnmnNo=7
9	関東学院大学ホームページ「5.授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-05
10	関東学院大学ホームページ「6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-06
11	2014 年度春学期実施「学生による授業改善アンケート報告書」(法科大学院)
12	2014 年度秋学期実施「学生による授業改善アンケート報告書」(法科大学院)
13	関東学院大学専門職大学院学則
14	関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程施行細則
15	専門職大学院法務研究科における成績評価の基準及び方法
16	関東学院大学専門職大学院試験規程
17	成績評価に対する照会及び異議申立てに関する申合せ
18	関東学院大学専門職大学院試験規程第 11 条に基づく再試験の取扱い
19	関東学院大学専門職大学院法務研究科教務委員会規程
20	関東学院大学専門職大学院法務研究科FD委員会規程
21	2014 年度法科大学院教員研修会
22	第 127 回関東学院大学専門職大学院法務研究科教授会議事録
23	授業参観に対するコメント 2014 年度春学期
24	授業参観に対するコメント 2014 年度秋学期

基準 No.	基準項目
4	教育内容・方法・成果
44	成果

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>厳格な成績評価および進級判定を行うことで、学生の学修成果を測定するために評価指標の客観化に努めている。</p> <p>成績評価について、その配分を「秀」については全体の 1 割を上限としている。さらに、「秀」と「優」を合わせて全体の 3 割を上限としている。これらについては、「関東学院大学専門職大学院学則」および「関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程」、「専門職大学院法務研究科における成績評価の基準及び方法」に明確に定めている（資料 1～3）。</p> <p>また、修了要件の他にも進級要件を設け、第 1 年次末迄に 30 単位以上、第 2 年次末迄に 60 単位以上を修得し、且つそれぞれ GPA 1.5 以上を修めることを要するものとしている。その上で教授会による進級判定を経て、進級が認められる。これらについても、学則および履修規程に明確に定めている（資料 1、2）。</p> <p>修了生の進路については、司法試験合格者数は 2015 年 2 月現在で 40 名である。進路は、弁護士登録をした者の他、検事に任官した者、国家公務員となった者等多様である。また、政策法務に携わることを目指して、国や県庁または市役所に就職した修了生もいる。これらの点で、教育目標に沿った成果が上がっていると考ええる。</p> <p>学生の自己評価については、毎学期実施している「学生による授業評価アンケート」において行っている。一週間あたりの学修時間、予習・復習の割合、学修状況に関する「予習を積極的にしているか」「講義時間中、積極的に取り組んでいるか」「復習を積極的にしているか」「授業についていけているか」等の設問の回答について、学期・年度毎に整理した資料を作成し、FD 委員会および教授会への報告および学生への提供を行っている。</p> <p>卒業後の評価については、司法試験の受験の有無、成績の報告や進路の報告を求めており、報告のあった者については、上記の様に、卒業後の進路を把握している。</p>	

項目No	点検・評価項目
442	学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>学位授与基準(卒業要件)については、学則および履修規程に定め、履修要綱に明示およびホームページに公表している（資料 4、5）。</p> <p>学位授与手続き(卒業査定)については、学則に則り教授会の審議事項とし、厳正・適切な審査(審議)を行っている（資料 1）。なお、客観性・厳格性については、厳格な成績評価および進級判定により担保している。</p>	

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。
- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。
- ⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・引き続き、教育目標に沿った成果を上げるべく努力する。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
卒業後の司法試験の受験の有無、成績状況や進路について把握できていない者がいる。		引き続き、受験の有無、成績状況、進路の把握に努める。
評価の視点		
①	学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。	開発している/していない
②	学生の自己評価、卒業後の評価を行っているか。	行っている/行っていない

項目No	点検・評価項目	
442	学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	
方針・目標・取組・改善方策等		
・引き続き、学位授与(卒業・修了認定)を適切に行っていく。		
効果が上がった・改善された事項		
内容（特色ある取組や成果創出など）		伸長方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
改善すべき事項		
内容（明らかになった課題点など）		改善方策（将来に向けた発展方策）
特になし。		
評価の視点		
③	学位授与基準、学位授与手続きは適切か。	適切である/適切でない
④	学位審査および修了認定の客観性・厳格性確保の方策を講じているか。(研究科、法務研究科)	講じている/講じていない

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

- S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。
- A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点		自己評価					
				2014年度			2015年度		
				評価視点	評価項目	評価基準	評価視点	評価項目	評価基準
441	教育目標に沿った成果が上がっているか。	①	学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。	A	A	A	A	B	A
		②	学生の自己評価、卒業後の評価を行っているか。	A			B		
442	学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	③	学位授与基準、学位授与手続きは適切か。	A	A	A	A	A	A
		④	学位審査および修了認定の客観性・厳格性確保の方策を講じているか。(研究科、法務研究科)	A			A		

※ 評価基準: 基準項目に対する評価 評価項目: 点検・評価項目に対する評価 評価視点: 評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
1	関東学院大学専門職大学院学則
2	関東学院大学専門職大学院法務研究科履修規程
3	専門職大学院法務研究科における成績評価の基準及び方法
4	専門職大学院 法務研究科実務法学専攻「2015年度履修要綱・シラバス」
5	関東学院大学ホームページ「6.学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること」 http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html#anchor-06

学部・研究科等名

法務研究科(法科大学院)

基準No.	基準項目
7	教育研究等環境

1. 現状の確認【年度始】

点検・評価項目毎に、年度開始時の現状について、具体的・簡潔に記述してください。

項目No	点検・評価項目
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。
現在の状況（年度開始時）	
<p>施設・設備の面では、法曹として必要な学識および能力の涵養のため、少人数による密度の高い教育の実践を行うべく、学生自習室、ローライブラリー、模擬法廷を設置している。さらに、裁判所および法律事務所の集中する関内にはサテライト教室も設置している。また、在籍者および修了生に対して、それぞれ学修机とパソコンを貸与するとともに、学生がパソコンを利用して判例の検索や短答式問題の学修ができるように設備を整えている。</p> <p>支援体制の面では、専任教員の指示に従い、臨床法学教育に係る科目である「リーガルクリニック」および「模擬裁判(民事)」の補助を行う、実務講師による教育支援の体制を整備している。また、学生の自主ゼミの指導や個別の学修相談といった、アカデミックアドバイザーによる学修支援の体制も整備している。</p> <p>他方で、事務組織については、教務および庶務業務を整備し、法科大学院庶務課において一元化して教育研究の支援業務を行っているが、4名という人的体制では十分であるとはいえない。</p> <p>研究費・研究室および研究専念時間の面では、専任教員に対しては個別研究室が用意され、十分なスペース・設備が確保されている。</p> <p>他方で、研究者教員に対しては、法学部教員の学部研究費と同額の法務研究科研究費が配分されているが、不十分である。また、研究専念時間についても、授業の準備に多くの時間を費やさなければならない法務研究科固有の事情から、その十分な確保が難しい状況である。</p>	

2. 方針等の設定【年度始】 および 点検・評価（振り返り）【年度末】

(1) 方針等の設定【年度始】

年度開始時に、上記「1.」（現状の確認）に基づき、今年度の方針や目標、取組、改善方策等について設定し、点検・評価項目毎に簡条書きで記述してください。

(2) 点検・評価（振り返り）【年度末】

年度開始時に設定した、方針や目標、取組、改善方策等に対して、年度末に点検・評価（振り返り）を行い、その内容を次のとおり点検・評価項目毎に記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「効果が上がった」もしくは「改善された」事項がある場合は、その内容と次年度以降に向けた伸長方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果、「改善すべき」事項があれば、その内容と次年度以降に向けた改善方策について、簡条書きで記述してください。

⇒ 点検・評価（振り返り）をした結果に基づき、各評価の視点の確認を行ってください。

項目No	点検・評価項目	
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	
	方針・目標・取組・改善方策等	
	・研究者教員の研究費および研究専念時間の十分な確保に向けて改善を求めている。	
	効果が上がった・改善された事項	
	内容（特色ある取組や成果創出など）	伸長方策（将来に向けた発展方策）
	特になし。	
	改善すべき事項	
	内容（明らかになった課題点など）	改善方策（将来に向けた発展方策）
	研究費、研究専念時間および法科大学院に配分される予算が十分であるとはいえない。	これらの確保に向けて改善を求めている。
	評価の視点	
⑪	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備を整備しているか。	整備している/していない
⑫	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなど教育研究支援体制を整備しているか。	整備している/していない
⑬	教員の研究費・研究室および研究専念時間は確保されているか。	確保されている/されていない

3. 評定【年度末】

上記「2.」の点検・評価（振り返り）結果に基づき、項目毎に

- S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高い。
- A：おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C：方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

の4段階で自己評価を行い、その結果を自己評価の欄に記入してください。

項目No	点検・評価項目	評価の視点		自己評価					
				2014年度			2015年度		
				評価視点	評価項目	評価基準	評価視点	評価項目	評価基準
704	教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	⑪	教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備を整備しているか。	A	B		A	B	
		⑫	ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなど教育研究支援体制を整備しているか。	B			B		
		⑬	教員の研究費・研究室および研究専念時間は確保されているか。	C			C		

※ 評価基準: 基準項目に対する評価 評価項目: 点検・評価項目に対する評価 評価視点: 評価の視点に対する評価

4. 根拠資料【年度始・年度末】

上記「1.」「2.」で示した根拠資料について記載してください。

資料No	根拠資料の名称
	特になし。